

がん治療による

制度を拡充
しました

外見の変化にお悩みの方へ

～がん患者アピアランスケア支援事業のご案内～

千葉市では、がんになり患された方が、治療を続けながら社会参加等を継続するための支援として、がん治療に伴うアピアランス(外見)の変化に対処する目的で購入した補整具等の費用の一部を助成します。



対象となる方

(次の1～3のすべてに当てはまる方)

- 1 申請日時点で、市内に住所を有する方
- 2 がんと診断され、現在治療中または過去に治療を受けたことがある方で補整具等を購入した方
- 3 過去に千葉市及び他の自治体から同様の助成を受けていない方

対象の補整具等と助成の上限額 (個数制限はありません)

※令和5年4月1日以降に購入したもの



ウィッグ

(毛付き帽子を含む) 及び
装着時に皮膚を保護するネット
(ウィッグと同時に申請する場合に限る)

※令和5年3月までに購入したウィッグは購入日から1年以内であれば購入金額の1/2、上限金額3万円で助成。

上限 **5万円**



胸部補整具

- ・補整下着
(パッドが装着できるもの)
- ・補整パッド

上限 **2万円**



エピテーゼ (人工補整物)

人工の乳房・鼻・耳など

※再建術等によって
体内に埋め込まれたものは除く

上限 **5万円**

助成対象にならないもの

付属品やケア用品(シャンプー、ブラシなど)、自作した場合の材料費、レンタル費用、郵送料、代引き手数料、クーポン・ポイント支払などによる補整具等の割引分など

助成回数

ウィッグ、胸部補整具、エピテーゼごとにそれぞれ1回限り

申請期限

購入日から1年以内

複数個申請する場合は一番古い領収書の日付から1年以内に申請してください



購入から申請までの流れ

1 補整具等の購入

購入時には必ず領収書を受け取ってください。(領収書に記載が必要な内容は、2③を参照)

2 助成金の交付申請・請求(下記の必要書類を提出してください。)

来 所 各区保健福祉センター健康課窓口

郵 送 健康推進課

No	提出書類	提出前にご確認ください!
①	千葉市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付申請書(兼交付請求書)	<ul style="list-style-type: none"> ●原則、申請者は対象者本人としてください。(対象者が未成年の場合は、保護者が申請してください) ●付属品やケア用品の代金、代引手数料、配送料、クーポン・ポイント支払などによる補整具等の割引分は、助成対象経費に含めないでください。 ●金額の訂正はできません。金額を書き間違えた場合は、申請書の書き直しをお願いします。 ●金額以外を訂正する場合、押印での申請は押印での訂正、サインでの申請の場合はサインで訂正してください。 ●記入時に「消せるボールペン」は使用しないでください。
②	医療機関が発行したがん治療に関する説明書や診断書、治療方針計画書などの写し	<ul style="list-style-type: none"> ●がん治療に伴う脱毛、外科的治療等による部位の変形や欠損またはそれらのおそれが見込まれることを証明する書類。 【ウィッグ】 ・副作用に「脱毛」と記載のある化学療法等の同意書、説明書など ・副作用で脱毛を生じる抗がん剤名が記載された診療明細書、お薬手帳など 【胸部補整具・エピテーゼ】 「乳房切除術」などがんによる外科的治療を実施したことがわかる同意書、説明書など ●発行した医療機関名または医師の氏名、治療を受けた方の名前がわかるもの。
③	補整具等購入時の領収書の <u>原本</u>	<ul style="list-style-type: none"> ●宛名(申請者のフルネーム)、購入日、購入金額、購入品目、領収書発行者の名称の記載があるもの。 ●但し書きに、「ウィッグ代」「補整下着代」と記載されているなど、助成対象がわかるものとしてください。 (品名や品番のみの場合は、カタログなど購入したものがわかる書類を添付してください) ●領収書に内訳がない場合は、明細書なども併せて提出してください。
④	振込先が確認できるものの写し	<ul style="list-style-type: none"> ●口座名義人、銀行名、支店名、口座番号がわかるもの。 (通帳のコピー等) ●振込先は申請者本人の口座としてください。

3 額の決定・助成金の交付

申請内容の審査完了後、交付決定通知書(兼額確定通知書)を郵送し、申請時に指定された口座に助成金を振り込みます。申請から助成金振込まで2か月ほどかかります。(助成要件を満たさない場合、不交付決定通知を郵送します。)



よくある問い合わせ

質問	回答
がんと診断され、治療を受けたのは5年前ですが、対象になりますか？	過去の治療時期については、制限を設けていません。がんの治療が終了した方であっても、がんの治療に伴って補整具等が必要な方は対象となります。ただし、申請期限は購入日から1年以内です。
がんの治療法などの詳しい書類の添付が必要なのはなぜですか？	がんの治療が原因で外見変化が起こった方への支援だからです。抗がん剤を使用した方すべてに脱毛が生じるわけではなく、乳がんという診断名だけでは手術を受けたということが確認できないため、補整具等の必要性が判断できません。正しい助成金交付のためにもご理解ください。
ウィッグと胸部補整具を申請する場合は、同時に申請をしなければいけませんか？	別々の申請でも可能です。 ただし、別々で申請の場合は申請書と添付書類はそれぞれ必要になります。
インターネットで購入したため、納品書しかありません。納品書が領収書の代わりになりますか？	領収書が必要です。 領収書の発行を販売業者へ依頼してください。
申請できる補整具等はそれぞれ1つまでですか？	補整具等の区分ごとに、複数個の申請が可能です。 ただし、申請は補整具等ごとに1回限りですので、まとめて申請をしてください。また複数購入の場合でも助成対象額の上限は変わりません。
申請書を書き間違えました。どうしたらよいですか？	金額以外の項目は、 <u>二重線を引いた上で押印での申請の場合は押印、サインでの申請の場合はフルネームのサインで訂正してください。</u> なお金額の訂正はできませんので、 <u>書類の書き直し</u> が必要になります。
ウィッグは医療用のものが助成対象ですか？	いいえ。医療用でなくても助成対象です。
補整下着は専用のものでなければ助成対象ではないですか？	いいえ。専用のものでなくても助成対象です。ただしパッドやカップが付いているものやパッドを挿入できる下着が対象になります。
白血病で抗がん剤治療を行っており、ウィッグが必要となりました。対象になりますか？	はい。白血病は血液のがんのため、助成対象です。

申請に必要な書類はこちらのホームページでもダウンロードできます。

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkofukushi/suishin/appearancecare.html>



申請窓口

郵送での申請



健康推進課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

☎ 043-245-5223

来所での申請

中央保健福祉センター 健康課

中央区中央4-5-1きぼーる13階

☎ 043-221-2582

花見川保健福祉センター 健康課

花見川区瑞穂1-1

☎ 043-275-6296

稲毛保健福祉センター 健康課

稲毛区穴川4-12-4

☎ 043-284-6494

若葉保健福祉センター 健康課

若葉区貝塚2-19-1

☎ 043-233-8714

緑保健福祉センター 健康課

緑区鎌取町226-1

☎ 043-292-2630

美浜保健福祉センター 健康課

美浜区真砂5-15-2

☎ 043-270-2221

がんに関する相談窓口

(がん相談支援センター)

がん診療連携拠点病院に設置されている「がん相談支援センター」では、がん専門相談員として研修を受けたスタッフ（看護師やソーシャルワーカーなど）が、信頼できる情報に基づき、患者さんやご家族の相談に幅広く対応しています。

千葉県がんセンター がん相談支援センター

☎ 043-264-6801

月～金 9:00～17:00

千葉大学医学部附属病院 がん相談支援センター

☎ 043-226-2698

月～金 9:30～16:30

千葉医療センター がん相談支援センター

☎ 043-251-5320

月～金 8:30～17:15

県内の医療機関や、不安や悩みを相談できる身近な窓口、各種の支援制度などを紹介しています。

千葉県がん情報 ちばがんナビ



<https://www.pref.chiba.lg.jp/pbgnv/>

ウィッグの選び方など
アピランスケアに必要な情報を紹介しています。

国立がん研究センター 中央病院



<https://www.ncc.go.jp/jp/ncch/division/appearance/080/index.html>

千葉市保健福祉局健康福祉部健康推進課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

TEL: 043-245-5223 FAX: 043-245-5659

問い合わせ先